

重要事項説明書

働けないときの保険（所得補償保険）に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、「契約概要」「注意喚起情報」の記載事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 保険の内容のご説明 注意喚起情報 特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、普通保険約款・特約・利用規約によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）のインターネット約款または「ご契約のしおり」をご参照ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- 商品の名称：所得補償保険（ペットネーム：働けないときの保険）
- 商品の仕組み

所得（基本）補償	被保険者が身体障害を被り、就業不能となった場合に被保険者が被る損失を補償します。
事業主費用補償	被保険者である従業員が身体障害を被り就業不能となった結果、事業主が、事業主費用を負担することにより被る損失を補償します。

<所得（基本）補償>

所得補償保険 (普通保険約款)	+	自動的にセットされる主な特約
		無事故戻しに関する規定の不適用特約 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
		+
		ご希望によりセットできる主な特約
		入院のみ補償特約 傷害による死亡・後遺障害補償特約 所得補償保険賠償責任危険補償特約 三大疾病一時金特約

<事業主費用補償>

所得補償保険 (普通保険約款)	+	自動的にセットされる主な特約
		事業主費用補償特約 無事故戻しに関する規定の不適用特約 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
		+
		ご希望によりセットできる主な特約
		入院のみ補償特約

※事業主費用補償は、Web サイトでお申込みいただくことができません。また、「所得補償保険重要事項説明書（1/6）」

賠償責任危険補償特約」等、Web サイトでお申込みいただく場合はセットできない特約があります。詳細については、取扱代理店または弊社にご照会ください。

③ 被保険者の範囲

<所得（基本）補償>

被保険者の続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

補償の種類	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子
所得補償保険	○	—	—
傷害による死亡・後遺障害補償特約	○	—	—
所得補償保険賠償責任危険補償特約	○	○	○

<事業主費用補償>

保険証券の被保険者欄に記載の従業員等

(2) 基本となる補償等

① 基本補償

契約概要

注意喚起情報

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金	被保険者が、保険期間中に身体障害により就業不能になった場合に、免責期間を超える就業不能期間 ^(注) 1か月につき、所得補償保険金額または平均月間所得額のいずれか低い額を限度に所得補償保険金をお支払いします。	次の事由による就業不能 ◇保険期間の開始時（継続契約の場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険始期時点）に、すでに発生していた被保険者の病気またはケガ ◇保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ
事業主費用補償保険金	被保険者が保険期間中に身体障害により就業不能になった結果、保険証券記載の事業主が事業主費用を負担することによって損失を被る場合に、免責期間を超える就業不能期間 ^(注) 1か月につき、事業主費用補償保険金額を限度に、保険金をお支払いします。	◇被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ ◇被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用による病気またはケガ ◇戦争、暴動および核燃料物質等による病気またはケガ ◇被保険者の妊娠、出産、早産、流産による病気またはケガ ◇被保険者の精神障害、アルコール依存、薬物依存などの精神障害 ◇被保険者の頸部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛などで医学的他覚所見のないもの ◇自動車または原動機付自転車の無資格・酒気帯び運転によるケガ ◇地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ など <事業主費用補償保険金のみ>

	◇被保険者と保険証券記載の事業主の間の雇用関係等が消滅した日以降に事業主が被った損失 など
--	---

(注) 就業不能期間は、保険証券記載のてん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。なお、就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合には、保険金の額は1か月を30日として日割計算します。

② その他の特約

特約の詳細および記載のない特約については「ご契約のしおり」をご参照ください。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害による死亡・後遺障害補償特約(注1)	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故により身体の傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、以下の保険金をお支払いします。 ア. 死亡保険金 傷害による死亡・後遺障害保険金額の全額 イ. 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて、傷害による死亡・後遺障害保険金額の4%~100% ※上記ア.イ.は重複してお支払いしますが、お支払総額は保険期間を通じて傷害による死亡・後遺障害保険金額が限度です。
三大疾病一時金特約	被保険者が保険期間中に次のいずれかの事由に該当した場合に、50万円、100万円、200万円のいずれかよりご選択いただいた保険金額を保険金としてお支払いします。 ア. 初めてがんと診断確定された場合 イ. 原発がん(注2)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合 ウ. 原発がん(注2)とは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 エ. 急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが心臓カテーテル検査によって医師により診断されたことにより、その治療を直接の目的として入院を開始した場合 オ. 脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CTまたはMRIによってその責任病巣が医師により確認されたことにより、その治療を直接の目的として入院を開始した場合 ※ただし、以下の場合は保険金をお支払いすることができません。 ・がんと診断確定された時が、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき(継続契約を除きます。) ・入院の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中の原因となる疾病を発病した時が保険期間の開始日より前であるとき

	・保険金をお支払いした後に、保険期間中に再度被保険者が保険金をお支払いする状態に該当した場合 ・継続契約で前記ア.~オ.のいずれかに該当した場合において、その保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に、前記ア.~オ.のうち、同一の支払事由に該当し、その保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるとき など
所得補償保険賠償責任危険補償特約	被保険者が日常生活において、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことについて法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。 ※示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。 ・国外で発生した事故の場合 ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合 ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合
入院のみ補償特約	被保険者が身体障害の治療のため入院していることにより就業不能となった場合に限り、前記「所得補償保険金」または「事業主費用補償保険金」をお支払いします。
家事従事者特約	被保険者が、保険期間中に身体障害のために入院していることにより炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できなくなった場合に、免責期間を超える家事従事不能期間1か月につき、所得補償保険金をお支払いします。

(注1) 職業が漁師・船舶乗組員・競輪選手の場合は、お引受けできません。

(注2) この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。

③ 自動的にセットされる主な特約

契約概要

注意喚起情報

すべての契約に「無事故戻しに関する規定の不適用特約」が自動的にセットされます。これにより保険期間中に保険金をお支払いしなかった場合でも、無事故戻し返れい金はお支払いしません。

④ 保険金額の設定

契約概要

<所得(基本)補償>

ア. 所得補償

被保険者の平均月間所得額の範囲内で、被保険者の加入する公的医療保険制度による給付内容などをご勘案のうえ、適切な保険金額をお決めください。保険金額が、被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

イ. 傷害による死亡・後遺障害補償特約

被保険者の年齢や年収などに照らして適正な金額となるようお決めください。

ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者がご契約について同意（署名）されていない場合は、保険金額（他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。）が 1,000 万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。

<事業主費用補償>

ア. 給与等の費用

被保険者の平均月間所得額（賃金、手当、賞与等）の範囲内で設定してください。

イ. 代行者雇入れ費用

被保険者の代行者を雇い入れるために必要な費用（求人広告費等）および、被保険者の平均月間所得額（賃金、手当、賞与等）を目安に設定してください。

※保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。

公的保険制度の概要については、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

●保険期間 : 1年間

●補償の開始: 始期日の午後4時（これと異なる時刻が申込書等に表示されている場合は、その時刻）

●補償の終了: 満期日の午後4時

（注）自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）がセットされた場合、1年間ずつ自動的に継続します。

⑥ 補償の重複

注意喚起情報

下記の保険契約または特約をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約（所得補償保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約等>

	今回ご契約いただく保険種類	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	所得補償保険（普通保険約款）	他にご契約の所得補償保険（普通保険約款）
②	所得補償保険賠償責任危険補償特約	自動車保険の日常生活賠償責任補償特約

※これらの特約等を1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更などにより補償を受けられる方が補償の対象外となったとき等は、特約等の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険金額、被保険者の年齢・職業等により決定します。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料はキャッシュレスで払い込むことができます。

重要事項説明書（3/6）

ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払 ^(注)
口座振替、クレジットカード払	○	○
コンビニ払、請求書払	○	×

（注）分割払の場合には、割増が加算されます。

※Webでお申込みの場合は、口座振替(Webサイト上で口座登録可能な場合に限りです。) またはクレジットカード払のみとなります。

【現金払の場合】

保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

③ 保険料払込猶予期間の取扱い

注意喚起情報

保険料は、保険証券記載の保険料払込期日までに払込みください。保険料払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合、クレジットカード払で、保険料払込期日の翌々月末までにクレジットカードが有効であること等の確認が取れない場合は、事故が発生しても、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。

※第2回目以降の分割保険料について、保険料払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがないことが2回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

(4) インターネット割引制度

注意喚起情報

働けないときの保険（所得補償保険）を Web サイトからお申込みいただいた場合、保険料が 8%割引となります。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、弊社が告知を求めた事項（告知事項）について、正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。保険契約申込書等に★または☆が付いた事項が告知事項となります。ご契約時にこれらの事項について、事実と異なる場合や事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【主な告知事項】

- 被保険者の職業
- 被保険者の年齢および生年月日
- 被保険者の健康状態
- 他にご加入の所得補償保険契約、傷害保険契約（積立保険を含みます。）、共済契約の有無（有の場合はその内容）など

【健康状態告知について】

- 被保険者の健康状態に関する質問事項に正確にご回答ください。所得（基本）補償は、被保険者ご自身がご回答ください。事業主費用補償は、ご契約者が被保険者全員の健康状態についてご回答ください（一括告知制度）。

- 健康状態告知の内容により、お引受けできない場合や特別な条件付きでお引受けする場合があります。

(2) クーリングオフ（申込撤回または契約解除） 注意喚起情報

所得補償保険は保険期間が1年のためご契約のお申込みの撤回またはご契約解除（クーリングオフ）を行うことができません。

(3) 死亡保険金受取人の指定について 注意喚起情報

- ① 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ② 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。
なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意がないままにご契約されていた場合は、保険契約が無効となります。
- ③ ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。
※企業等がご契約者および保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明ください。
※Webサイトによるお申込みの場合は、死亡保険金受取人の指定はできません（被保険者の法定相続人にお支払いします。）。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

ご契約締結後、下記①②（通知事項）の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- ① 下記の変更について遅滞なくご通知いただけなかったときは、お支払いする保険金が削減されたり、ご契約が解除となることがありますので、ご注意ください。
 - 被保険者ご本人が職業を変更した場合
 - 被保険者ご本人が保険証券記載の職業を辞めた場合
 - 家事従事者特約をセットされたご契約で、職業についていない被保険者ご本人が新たに職業についた場合（所得（基本）補償）
※下記の職業またはそれと同等以上の危険を有する職業に変更となる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

オートテスター（テストライダーをいいます。）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士、その他身体・生命の危険度の高い職業

- ② 下記についてはご契約内容の変更などが必要となりますので、遅滞なくご通知ください。
 - 保険証券記載の住所を変更した場合
 - 特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。返還または請求する保険料の

額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

- 返還する保険料は、原則としてご契約の解約日から満期日までの期間分の保険料より少なくなります。
- 未払保険料を請求したにもかかわらず、その払込みが無い場合は、ご契約を解除することがあります。
- 健康状態によっては、解約後に新たにご契約できない場合がございますので、ご注意ください。

(3) 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者が保険契約者と異なる場合、一定の条件を満たす場合には、その被保険者は保険契約者に対しこの保険契約（その被保険者に係る部分に限ります。）の解約を求めることができます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金、解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、弊社の所得補償保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。詳細については、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご参照ください。

(2) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります（ただし、Webサイトにより新規で契約手続きをする場合において、代理店は保険契約締結の媒介のみを行います。）。

(3) 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社は引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(4) お客さま情報の取扱い 注意喚起情報

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。詳細については、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。か、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運用のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

(5) 重大事由による解除 **注意喚起情報**

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ②ご契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求に対して詐欺を行った場合 など

(6) 契約締結に関するその他の注意事項 **注意喚起情報**

所得（基本）補償の場合、保険金請求状況によっては、次回ご契約時に継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。なお下表の病気・症状で所得（基本）補償保険金をお支払いした場合は、保険期間終了後、ご契約を継続できません（Web サイトでお申込みされたご契約は自動継続が停止し、保険契約が終了となります。）。

循環器の病気	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓)、脳軟化を含みます。) ●心臓弁膜症 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●心筋炎
肺・気管支の病気	●結核 ●肺がん ●ぜんそく
胃腸の病気	●胃や腸のがん ●食道がん
肝臓・胆のう・すい臓の病気	●肝臓、胆のう、すい臓のがん ●肝硬変
腎臓・泌尿器の病気	●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん
女性の病気	●子宮がん
その他の病気・症状	●悪性腫瘍(各種のがん、肉腫) ●糖尿病 ●白血病 ●カリエス ●こうげん病 ●精神・脳・神経の病気 ●血友病 ●厚生労働省の指定した難病 ●頸・胸腰椎のヘルニア

(7) 保険金の請求

事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり」に記載の保険金請求書類等をご提出いただく場合があります。被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）、3親等内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

(8) 自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）をセットされた場合の取扱い（Web サイトでお申込みされたご契約） **注意喚起情報**

自動継続特約とは、ご契約者と弊社との間にあらかじめ保険契約の自動継続についての合意がある場合に、保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容（注）で自動的に保険契約を継続するものです。継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。自動継続は、満期日の属する月の前月10日までにご契約者（または弊社）から申し出ることにより、停止することができます。保険金請求状況によっては、自動継続を停止させていただくことがあります。（注）普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等が改定された

場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

(9) Web サイトによるお申込みの場合

- ① 保険契約の成立 **注意喚起情報**
申込内容を画面でご確認いただいた後、弊社が契約成立の旨の画面を表示（電子メールが到達）した時点で保険契約は成立します。
- ② 自動的にセットされる特約 **契約概要**
次の特約が自動的にセットされます。
 - 保険契約の自動継続に関する特約
 - 通信販売に関する特約（インターネット用）
 - 初回保険料の払込みに関する特約
- ③ 三大疾病一時金特約について **注意喚起情報**
Web サイトによるお申込みの場合は、初年度契約となり、保険始期日から90日以内に診断確定されたがんは免責となりますので、ご注意ください。
なお、自動継続後のご契約は継続契約となり、90日間の免責期間の設定はございません。

(10) ご利用いただけるサービス

- すべてのご契約で下記のサービスをご利用いただけます。
サービスの内容および利用方法等の詳細は弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/trouble/support.html>）をご参照ください。
- ① 医療のサポート24（各種医療に関するご相談）
 - ② 法律・税務・人事労務のサポート（法律・税務・人事労務に関するご相談）
- ※本サービスは、弊社提携先を通じてご提供いたします。なお、本サービスの内容は予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。

5 用語および略称の説明

用語	説明
継続契約	所得補償保険契約（注1）の保険期間の終了日（注2）を保険期間の開始日とする所得補償保険契約をいいます。 （注1）普通保険約款または所得補償保険以外の保険にセットされるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約をいいます。 （注2）その所得補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
事業主費用	事業主が被保険者に支払い続ける給与等の費用、または事業主が代行者（注）の雇い入れのために要した費用のうち、保険証券記載のものをいいます。 （注）就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる者をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
就業不能	身体障害を被り、その治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより保険証券記載の業務に全く従事できないことをいいます。

傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約をいいます。 なお、三大疾病一時金特約に限り、以下の場合も初年度契約となります。 ・所得補償保険契約の解除日を保険期間の開始日とする保険契約 ・継続前契約に通信販売に関する特約（インターネット用）を付帯せず、通信販売に関する特約（インターネット用）を付帯した保険契約
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体障害	傷害または疾病をいいます。傷害には傷害の原因となった事故を含みます。
特約	オプションとなる補償内容等、普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	法律上の配偶者、内縁関係（事実上、婚姻状態にある関係）にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます（その実態が書面等により確認できる場合に限りま）。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責期間	就業不能となっても保険金が支払われない期間のことで、就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数のことをいいます。この期間に対しては保険金をお支払いしません。

＜弊社の相談・苦情・連絡窓口＞ お客さま相談窓口

フリーダイヤル **0120-17-2424**

[受付時間 9:00～17:00（平日）]

＜事故のご連絡＞ 日新火災事故受付センター

フリーダイヤル **0120-232-233**

[受付時間 24 時間・365 日]

＜ご契約内容に関するご質問やご相談など＞

日新火災テレホンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-718-268**

[受付時間 9:00～18:00（平日）9:00～17:00（土日祝）]

＜指定紛争解決機関＞

注意喚起情報

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談（自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続のご案内など）に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

詳しくは、同協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。

ナビダイヤル

（全国共通・通話料有料）**0570-022808**

[受付時間 9:15～17:00（土日祝および12/30～1/4 除く）]



2022年6月 作成版